

児童手当現況届の提出をお忘れなく

6月上旬に、届出用紙を受給者に郵送します。必ず6月中に提出してください。

令和3年5月末現在、児童手当を受けている人は、「現況届」を提出してください。

この届は、受給者の前年の所得や児童の養育状況などを確認するための大切な届です。現況届を提出しないと引き続き受給資格があっても、6月分以降の手当を受けることができなくなりますので、必ず6月中に提出してください。

※マイナポータル上のサイトから電子申請することも可能です。【マイナポータル検索】

電子申請にはマイナンバーカードとICカードリーダーライターが必要です。パソコン環境によってはご利用できない場合があります。

提出期限＝6月30日(水)

(郵送の場合は、6月30日消印有効)

問合せ＝子育て支援課 児童福祉係(内線522)

障害年金を受給しているひとり親のご家庭のみなさんへお知らせ

◆児童扶養手当と障害年金の併給調整見直しについて

児童扶養手当法の一部改正により、令和3年3月分(令和3年5月支払い)から障害年金等を受給している人の児童扶養手当の算出方法が変わっています。

見直しの内容＝障害年金を受給しているひとり親家庭は、障害年金額が児童扶養手当額を上回る場合には、児童扶養手当を受給できませんでしたが、令和3年3月分の手当以降は児童扶養手当額が障害年金の子の加算部分の額を上回る場合、その差額を児童扶養手当として受給できるようになります。

通常、手当は申請の翌月分から支給開始となりますが、これまで障害年金を受給していたため児童扶養手当を受給できなかった人でも、今回の併給調整の見直しによって令和3年3月1日時点で支給要件を満たしている場合は、6月30日(水)までに申請していただければ、令和3年3月分の手当から遡って受給いただくことができます。

※6月30日を超えると遡ることができなくなりますので、ご注意ください。

手続＝児童扶養手当受給資格者として現在認定を受けている人は、原則、申請は不要です

それ以外の人は児童扶養手当を受給するための申請が必要です

詳細・問合せ＝子育て支援課 児童福祉係(内線522)

低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯分)

新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、低所得の子育て世帯に対し、その実情を踏まえた生活の支援を行う観点から、子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯分)を支給します。

※一定の収入制限あり。

対象＝平成15年4月2日以降に生まれた児童(一定以上の障害がある場合は20歳までの児童)を養育しているひとり親世帯の人で、下記のいずれかに当てはまる人

- ①令和3年4月分の児童扶養手当が支給されている人
- ②公的年金給付等を受けていることにより、令和3年4月分の児童扶養手当の支給を受けていない人
- ③児童扶養手当の受給資格に該当する人で、新型コロナウイルスの影響を受けて家計が急変するなど、収入が児童扶養手当を受給している人と同じ水準になっている人

支給額＝児童1人あたり一律5万円

申請手続＝【①に該当する人】

申請は不要です。対象者には既に案内をし、5月11日(火)に振り込み済みです。

【対象②③に該当する人】

申請が必要です。

該当と思われる人は市子育て支援課に申請をしてください。

申請書の様式は市ホームページよりダウンロードしていただくか、ご連絡いただければ郵送します。

申請期限＝令和4年2月28日(月)(必着)

問合せ＝子育て支援課 児童福祉係(内線522)

就学援助制度のお知らせ

～援助を受けるには申請が必要です～

就学援助制度とは、市立小・中学校に在籍している児童・生徒のいる家庭で、経済的理由により就学に困っている家庭に対し、学習に必要な費用の一部(学用品費など)を援助する制度です。

援助費受給の可否は令和元年中の世帯所得をもとに決定します。認定基準は、世帯の人数、年齢構成、家屋区分(持家・借家)、各種控除額等によって細かく異なります。

◆認定の目安(一例)【4人世帯の場合】

【父(40代)・母(30代)・子(中学生)・子(小学生)】

持家：世帯合計所得が約250万円までの家庭

借家：世帯合計所得が約325万円までの家庭

申請・問合せ＝印鑑(認め印で可)を持って、学校教育課(内線724・727、403番窓口)へ